平成27年6月1日から

自転車運転中に、危険なルール違反(危険行為)を繰り返すと

一定の危険行為 を反復

※3年以内に2回以上



公安委員会からの 受講命令



講習を受講

- ◆講習時間…3時間
- ◆講習手数料…5,700円

命令に従わず講習を受講しないと 50,000円以下の罰金

講習の対象となる違反(危険行為)

信号無視



酒酔い運転



指定場所一時不停止



制動装置(ブレーキ) 不良自転車運転



通行区分(右側通行など)



歩道通行時の通行方法 (徐行義務など)



上記の違反以外に、

- ●通行禁止場所通行
- ●交差点優先車妨害
- ■環状交差点安全進行義務
- ●安全運転義務 (脇見などで交通事故を起こした場合など)
- ●しゃ断踏切立入
- ●交差点安全進行義務
- 歩行者用道路通行時の通行方法(徐行義務)
- ●路側帯における歩行者の通行妨害

…が対象となります。

なお、各違反の詳しい内容は高知県警察のホームページに掲載しています。

問い合わせ 土佐警察署 画852 - 0110 いの警察庁舎 画893 - 1234